

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	所在地	業者番号
株式会社 福富建築設計事務所	茨城県古河市松並1-21-24	4-000345

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。業者番号「4-」は茨城県建設コンサルタントの有資格業者番号, 「5-」は県外建設コンサルタントの有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和8年4月11日 ~ 令和8年5月10日 (1箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

4 事実概要

株式会社福富建築設計事務所は、茨城県警察本部で実施された交番改修工事に伴う実施設計業務委託の指名競争入札において落札者となったが、人員の確保ができないことを理由に契約締結を辞退した。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2に掲げる(不正又は不誠実な行為)第13項(3)に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱 別表第2〉

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 13 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 業務に関し、法令に違反したとき。 (2) 市発注工事に当たり、下請負代金の全部又は一部に不払いがあったと市長が認めたとき。 (3) その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと市長が認めたとき。	 1月以上9月以内 1月以上9月以内 1月以上9月以内

問い合わせ先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2-10-1
電話 029-273-2457